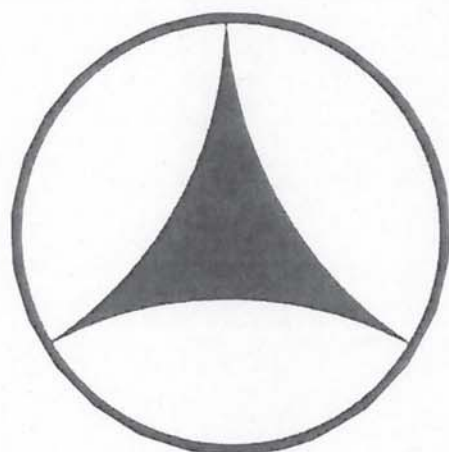


清里町国民保護計画



平成19年3月
清 里 町

目 次

第1編	総論	1
第1章	清里町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	清里町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2	町国民保護計画の構成	1
3	町国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	基本用語の説明	4
第4章	関係機関の事務又は業務の大綱等	7
第5章	町の地理的、社会的特徴	10
第6章	町国民保護計画が対象とする事態	15
1	武力攻撃事態	15
2	緊急対処事態	17
第2編	平素からの備えや予防	19
第1章	組織・体制の整備等	19
第1	町における組織・体制の整備	19
1	町の各部局における平素の業務	19
2	町職員の参集基準等	20
3	消防機関の体制	23
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	23
第2	関係機関との連携体制の整備	24
1	基本的考え方	24
2	道との連携	25
3	近接市町村との連携	25
4	指定公共機関等との連携	25
5	ボランティア団体等に対する支援	26
第3	通信の確保	26
第4	情報収集・提供等の体制整備	27
1	基本的考え方	27
2	警報等の伝達に必要な準備	28
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	29
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	31
第5	研修及び訓練	32
1	研修	32
2	訓練	32

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	34
1	避難に関する基本的事項	34
2	避難実施要領のパターンの作成	36
3	救援に関する基本的事項	36
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	37
5	避難施設の指定への協力	37
6	生活関連等施設の把握等	38
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	39
1	町における備蓄	39
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	39
第4章	国民保護に関する啓発	41
1	国民保護措置に関する啓発	41
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	41
第3編	武力攻撃事態等への対処	42
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	42
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	42
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	44
第2章	町対策本部の設置等	45
1	町対策本部の設置	45
2	通信の確保	52
第3章	関係機関相互の連携	53
1	国・道の対策本部との連携	53
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	53
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	54
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	54
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	55
6	町の行う応援等	55
7	ボランティア団体等に対する支援等	55
8	住民への協力要請	56
第4章	警報及び避難の指示等	57
第1	警報の伝達等	57
1	警報の内容の伝達等	57
2	警報の内容の伝達方法	58
3	緊急通報の伝達及び通知	59
第2	避難住民の誘導等	60
1	避難の指示の通知・伝達	60
2	避難実施要領の策定	61
3	避難住民の誘導	63

第5章	救援	70
1	救援の実施	70
2	関係機関との連携	71
3	救援の内容	71
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	75
5	救援の際の物資の売渡し要請等	75
第6章	安否情報の収集・提供	77
1	安否情報の収集	77
2	道に対する報告	78
3	安否情報の照会に対する回答	78
4	日本赤十字社に対する協力	79
第7章	武力攻撃災害への対処	80
第1	武力攻撃災害への対処	80
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	80
2	武力攻撃災害の兆候の通報	80
第2	応急措置等	81
1	退避の指示	81
2	警戒区域の設定	82
3	応急公用負担等	83
4	消防に関する措置等	84
第3	生活関連等施設における災害への対処等	86
1	生活関連等施設の安全確保	86
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	86
第4	NBC攻撃による災害への対処等	88
1	NBC攻撃による災害への対処	88
第8章	被災情報の収集及び報告	90
第9章	保健衛生の確保その他の措置	91
1	保健衛生の確保	91
2	廃棄物の処理	92
第10章	国民生活の安定に関する措置	93
1	生活関連物資等の価格安定	93
2	避難住民等の生活安定等	93
3	生活基盤等の確保	93
第11章	特殊標章等の交付及び管理	94
第4編	復旧等	96
第1章	応急の復旧	96
1	基本的考え方	96
2	公共的施設の応急の復旧	96

第2章	武力攻撃災害の復旧	97
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	97
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	97
2	損失補償及び損害補償	97
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	98
第5編	緊急対処事態への対処	99
1	緊急対処事態	99
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	99

※本文中「副町長」とあるのは、平成19年3月31日までは、「助役」と読み替える。